

提携事業者利用契約書

有限会社再（以下「事業者」といいます。）と_____（以下「提携事業者」といいます。）は、事業者が運営する保育施設「おれんじ保育園」（以下「おれんじ保育園」といいます。）の提携利用に関し、次のとおり契約（以下「本契約」といいます。）を締結する。

第1条（契約の目的）

本契約は、事業者が運営する（おれんじ保育園）を、提携事業者の従業員（以下「保護者」といいます。）及びその子ども（以下「子ども」といいます。）においても利用可能とすることを目的とします。

第2条（従業員の利用定員数）

事業者の保育施設における提携事業者の従業員の利用定員数は、利用定員数のうち、空枠の範囲内とする。

第3条（提携利用料）

保護者がおれんじ保育園を利用するに際し、提携事業者が事業者に対して支払う利用料は金0円とします。但し、本条項は、事業者が保護者との契約において、保護者に対して保育委託料を請求することを妨げる趣旨ではありません。

第4条（保育サービスの内容）

- 1 事業者は、児童福祉法、保育所保育指針等に沿って、子どもの発達に必要な保育サービスを提供します。
- 2 保育サービスの詳細は、重要事項説明書に定めるとおりとします。

第5条（連絡窓口）

本契約に関する提携事業者の連絡窓口となる部署又は担当者は以下の者とし、事業者はかかる連絡先に連絡することをもって、連絡義務を果たしたものとみなします。

- ・ 担当者名
又は担当部署名

- ・ 連絡先

第 6 条（契約期間）

- 1 本契約期間は、2025 年 月 日から 2026 年 3 月 31 日までとします。尚、解約のお申し出が無い時は契約を自動的に更新いたします。
- 2 事業者又は提携事業者は、2 か月以上前に予告することにより、本契約を途中解約することができます。

第 7 条（契約の解除）

- 1 事業者及び提携事業者が、本契約の条項に違反した場合、相手方は相当の期間を定めて催告をし、違反が是正されない場合、本契約を解除することができます。
- 2 事業者は、閉所や休所等により、保護者から保育を受託することができない場合、提携事業者に対し、1 ヶ月以上の期間を置いて文書にて通知した上で、本契約の解除ができるものとします。

第 8 条（秘密保持）

事業者は、本契約に基づく業務の遂行にあたって知った提携事業者に関する情報、保護者、子ども及びその親族等の個人情報秘密として保持し、法令に基づく要請による場合を除き、承諾なく第三者（提携事業者を含む）に提供しないものとします。

第 9 条（損害賠償）

事業者は、保育受託の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により子どもの生命、身体、財産に損害を及ぼしたときであっても、子ども及び保護者に損害賠償義務を負うことは格別、提携事業者に対する損害賠償義務を負うことはありません。

第 10 条（協議事項）

本契約書に定めのない事項に関しては、事業者と提携事業者の間でこれを協議の上決定するものとします。

第 11 条（裁判管轄）

本契約に関する紛争は、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 12 条（重要事項確認）

契約の締結に当たり、事業者は提携事業者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、提携事業者はその内容を了承したものとします。

上記の内容を証するため、本書 2 通を作成し、事業者と提携事業者の双方が自署又は記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、本契約は 2025 年 月 日より効力を発効するものとする。

2025 年 月 日

【事業者】

事業者 （住所）

（名称）： _____ (印)

【提携事業者】

提携事業者 （住所）

（名称）： _____ (印)